2020年(令和2年)第4回総会議事録

- 1 告示年月日 2020年(令和2年)4月16日
- 2 通知年月日 2020年(令和2年)4月16日
- 3 開催年月日 2020年(令和2年)4月30日
- 4 開 催 場 所 福山市東桜町3番5号福山市役所3階小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定 について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 2019年度(令和元年度)福山市農業委員会活動報告について
 - 議案第6号 2020年度(令和2年度)福山市農業委員会活動計画(案)について
- 6 報告事項

農地法等に関わる専決処分・届出等について

2019年度(令和元年)農業委員会互助会収支決算報告

- 7 出席委員
 - 1番 坂本 忠士 2番 佐藤 眞子 4番 渡壁 則人
 - 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 10番 安原 理雄
 - 13番 山本 明 15番 谷本 耕造 8名
- 8 欠席委員
 - 3番 土屋 智樹
 5番 山本 信之
 8番 小林 輝仁
 9番 寶諸 孝也

 11番 下江 京子
 12番 河村 昇
 14番 須藤 薫雄
 7名
- 9 その他の出席者 0名
- 10 事務局出席職員

事務局長	池田	昌 弘	事務局次長	瀧川	滋雄
松永出張所	花 田	宏	神辺出張所	杉原	信 弘
北部出張所	藤井	裕 美	沼隈出張所	杉本	倫 草
新市出張所	山本	隆博	事 務 局	藤井	勝 俊

以上8名

11 議事内容

午前9時50分開会

事務局長

ただいまから、2020年(令和2年)第4回福山市農業委員会総会を開会いたします。

谷邊会長、会議の進行をお願いします。

会 長

一 開会挨拶 一

議長

それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。最初に、総会の成立を申し上げます。

委員総数15名のうち、出席委員8名、欠席委員7名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。

続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。

議席番号4番 渡壁 則人委員と議席番号10番 安原 理雄委員にお願いします。

議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。

事務局

2020年(令和2年)第4回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。

まず、議案書の次第及び3ページ、議案書(別冊)の目次及び9ページから 15ページの表題の「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対す る処分及び意見決定について」を「議案第3号 農地法第5条の規定による許可に対する処分決定について」に訂正。

通常,第一種農地は農業会議に意見聴取していたが,3,000㎡以下の 案件は各市町の農業委員会で処分決定するよう指示があったものです。

次に議案書3ページ、本文の「農地法第5条の規定による許可申請に対する 処分及び意見決定について議決を求める。」を「農地法第5条の規定による許 可申請に対する処分決定について議決を求める。」に訂正。

次に12ページの決算書の計欄「収入金額 計0円 支出金額 計0円」を「収入金額 計233,328円 支出金額 計179,470円」に訂正。

次に議案書(別冊) 11ページ11番の備考欄に「所要面積:959.37

平方メートル 併用地:宅地397.37平方メートル」を追記。

(続き)

次に13ページ1番の利用状況欄の文頭に「平成12年7頃から砂利が敷き 詰められている状態が続き,」を追加。

同じく、13ページ5番が取下げ。

次の34ページ55番の備考欄「受人:持分各1/2 緒方久晃,緒方智恵 美」を「受人:持分6/10緒方久晃,4/10緒方智恵美」を訂正。以上です。

議長

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決 定について」を上程します。東部地区の報告をお願いします。

1番

それでは、東部地区の審議内容について報告します。

(坂本)

東部地区では、4月23日木曜日、午前9時00分から関係者により現地調査を行い、午前11時00分から地区協議会員7名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号4件、議案第3号3件、議案第4号1件、の合計8件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」別冊1ページ1番から4番について報告します。

1番は、坪生町一丁目の譲渡人が所有する坪生町の(田)2筆、合計1、000㎡を坪生町五丁目に住む親族の譲受人が贈与により譲り受け、新規就農し季節野菜を栽培するものです。場所は、坪生小学校の東約400mです。

次の2番・3番は、関連案件です。

2番では大阪市東住吉区の譲渡人が所有する木之庄町五丁目の(畑) 2筆,852㎡を木之庄町に住む譲受人が遺贈により譲り受け、

加えて3番で母から(畑)386㎡を借り受け、合計1、238㎡の(畑)に季節野菜を栽培し、新規就農するものです。

場所は、城北中学校の北約300mです。

次の4番は、申請地の(田)1筆、1、386㎡を川口町四丁目に住む認定農業者が、高齢で営農できなくなった川口町五丁目の農家から借り受けてクワイの栽培をするものです。場所は、川口西保育所の西約50mです。

いずれの案件も受け人は、必要な農機具もあり、労働力も確保されており、下限面積も超えていることから、許可妥当と判断しました。以上です。

西部地区の報告をお願いします。

4番

西部地区の審議内容について、報告します。

(渡壁)

西部地区では、4月24日の午後0時45分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号5件、議案第4号2件、合計10件について審議しました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決 定について」の5番から7番について報告します。

5番は、郷分町の受人が、同町の渡人から申請地の贈与を受け、 経営規模を拡大するものです。

6番は、沼隈町の受人が、大阪府堺市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。

7番は、新涯町の受人が、向陽町の渡人から申請地を譲り受け、 経営規模を拡大するものです。

いずれも,受人及び申請農地,営農計画に問題はなく,許可妥当と判断しました。以上です。

議長

松永地区の報告をお願いします。

7番

それでは松永地区の審議内容につい報告します。

(岡本)

松永地区では4月24日午前9時50分から関係者により現地調査を行い、 午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員 7名中6名の出席により、議案第1号2件、議案第3号1件、議案第4号2件、 合計5件について審議いたしました。

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定 について」の8番と9番について報告します。

- 8番は神村町の受人が柳津町の渡人と使用貸借権を設定し、新規就農するものです。水稲を栽培する計画です。
- 9番は神村町の受人が同町の渡人から譲り受け、耕作するものです。野菜を 栽培する計画です。

いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

北部地区の報告をお願いします。

10番(安原)

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

北部地区では、4月24日の午後0時30分から

関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から

北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

協議会委員13名のうち、農業委員3名、農地利用最適化推進委員8名、計12名の出席により、議案第1号16件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号2件の合計22件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの10番から7ページの25番について報告をします。

- 10番は、芦田町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 11番は、芦田町の譲渡人外1人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 12番は、東深津町二丁目の譲渡人が、神石郡神石高原町の譲受人である法人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、花卉(かき)を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 13番は、千田町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 14番から21番は関連案件で、曙町四丁目の借受人である法人が、6年間の解除条件付の賃借権を設定して、貸出人である8人、14番で三原市、15番から21番で駅家町の7人から申請地を借受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。
- 22番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。
- 23番と24番は関連案件で、新市町の譲受人或いは借受人が、23番で10年間の使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、24番で同町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、水稲及び野菜を栽培するものです。
- 25番は、新市町の譲受人が、南蔵王町五丁目の譲渡人から申請地を譲受け、野菜及び果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

(安原)

いずれの案件も,譲受人或いは借受人は,農作業経験があり,必要な農機具等も確保済であり,許可妥当と判断しました。 以上です。

(続き)

議長

神辺地区の報告をお願いします。

13番

(山本 明)

神辺地区の審議内容について報告します。

神辺地区では、4月24日、午前9時から現地調査を行い、午前11時より、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号2件、議案第4号1件の合計5件について、審議しました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」7ページ26番と27番について報告します。

26番は、川南の譲受人が笠岡市の譲渡人から川南の田1筆2,161㎡ を譲り受けて引き続き水稲栽培をして経営規模の拡大を図るものです。

27番は、川北の田1筆135㎡について、府中市の譲受人が川北の譲渡人から譲り受けて畑として耕作し、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。

いずれも申請農地,営農計画に問題はなく,必要な農機具・労働力も確保 され,下限面積も満たしていることから,許可妥当と判断しました。 以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。

また,14番から21番は,農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で,法人が新規就農するため所有者と賃借権を設定するものです。以上です。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

一 質問等無し 一

議長

質問等がないようですので、採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い します。

委員

一全員拳手一

議長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定 について」を上程します。

北部地区の報告をお願いします。

10番

(安原)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊8ページの1番について報告します。

1番は、駅家町の申請人が、申請地を貸露天駐車場として整備するものです。場所は、駅家南中学校の西、約800メートルのところです。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。 以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第2号の1番は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地として認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

(続き)

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件 を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、 周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。 以上です。

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

一 質問等無し 一

議長

質問等がないようですので, 採決します。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い します。

委員

一全員举手一

議長

全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定 について」を上程します。

議長

東部地区の報告をお願いします。

1番

(坂本)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」別冊9ページ1番から3番について報告します。

1番は、東京都千代田区の法人が、千田町に住む貸人から申請地の(畑)1筆と(田)1筆の合計336㎡を借り受け、送電線鉄塔工事のための仮設事務所用地及び露天駐車場として2021年11月30日まで一時転用し、使用するものです。

申請農地の場所は千田小学校の東約1。0kmの所です。

(坂本)

(続き)

2番は、春日町浦上に住む子が、親から申請地の3筆と併用地を併せた所要 面積246.80㎡を借り受け、住宅1棟を建築しようとするものです。

申請農地の場所は春日小学校の北東側約1.0 kmです。

3番は、坪生町三丁目に住む子が、親から申請地の1筆と併用地を併せた所 要面積294.96㎡を借り受け、住宅1棟を建築しようとするものです。

申請農地の場所は天満池の西約200mの所です。

以上、現地確認を行いましたが、いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営 農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。

議長

西部地区の報告をお願いします。

4番 (渡壁)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定につい て」の4番から8番について報告します。

4番は、山手町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、

店舗兼住宅 1棟を建築するものです。

場所は、山手小学校の西、約200メートルです。

5番は、東町の法人が、新涯町の渡人から申請地を譲り受け、

建売住宅 6棟を建築するものです。

場所は、津之郷小学校の東、約300メートルです。

6番は、箕沖町の法人が、津之郷町の渡人から申請地へ賃借権を 設定して 借り受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。

場所は、津之郷小学校の北東、約600メートルです。

7番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場 として整備するものです。

場所は、高島小学校の北東、約600メートルです。

8番は、引野町の法人が、駅家町の渡人から申請地を譲り受け、住宅 1棟 を建築するものです。

場所は、内海ふれあいホールの南、約1、500メートルです。

現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれも ないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

(岡本)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、9番について報告します。

9番は、神辺町の受人が、祖父である神村町の渡人と使用貸借権を設定し、 住宅を建築するものです。

場所は、本郷小学校から南へ約85mのところです。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

北部地区の報告をお願いします。

10番(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊11ページの10番から12ページの12番について報告します。

10番は、奈良津町三丁目の譲受人である法人が、加茂町の譲渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、加茂保育所の北東、約1.8キロメートルのところです。

11番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、加茂町の貸出人から申請地を借受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、加茂中学校の東、約300メートルのところです。

12番は、神辺町の譲受人である法人が、新市町の譲渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、戸手小学校の北東、約600メートルのところです。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。 以上です。

議長

神辺地区の報告をお願いします。

13番

(山本 明)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」12ページ13番と14番について報告します。

13番は、川南で建設業を営む法人が申請地である湯野の田1筆1,539㎡について賃借権を設定して借り受け、事業拡大に伴う露天資材置場として利用するものです。

14番は、上竹田で自動車修理販売業を営む法人が事業拡大に伴い販売用

(山本 明)

(続き)

車両等駐車場の増大が見込まれるため、上竹田の田1筆723㎡の申請地を 譲り受けて露天駐車場及び露天資材置場を整備確保するものです。

現地調査を行いましたが、いずれも日照・排水について支障はなく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第3号の9番は、昭和52年度から昭和59年度にかけて本郷地区として実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

13番は、市街地の区域内又は市街地化の傾向の著しい区域内にある農地で、井原鉄道井原線湯野駅からおおむね500m以内に鉄道の駅が存在するため第2種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に 近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件 を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積 で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

なお,議案第3号には,常設審議委員会への意見聴取案件はございません。 以上です。

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

一 質問等無し 一

議長

質問等がないようですので、採決します。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い します。

委員 一全員挙手一

議長 全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。

議長 次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。

1番 (坂本)

それでは、議案第4号「非農地証明について」別冊13ページ1番について報告します。

1番は千葉県印西市に住む申請人が東手城町一丁目の(田)2筆合計1,635㎡について,平成12年7月頃から砂利が敷き詰められている状態が続き,平成14年から介護老人保健施設の敷地として,貸与し,現在に至っているものです。

申請地の場所は入江大橋北詰交差点から北へ約200mの所です。

現地確認を行いましたが、申請地は農地性が無く、農地への復旧は困難であるため証明妥当と判断しました。

議長

西部地区の報告をお願いします。

4番 (渡壁)

議案第4号「非農地証明について」の2番と3番について報告します。

2番は、手城町の申請人が、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木 等が繁茂し原野となっております。

場所は、熊野水源池の南、約2、500mの所です。

3番は、郷分町の申請人が、平成6年12月頃から店舗駐車場として利用し、現在に至っております。

場所は、福山商業高校の南西、約400mの所です。

なお、2番は、農振農用地区域内の農地でありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議長

松永地区の報告をお願いします。

(岡本)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の4番と6番について報告します。

4番は、今津町六丁目の申請人が、平成12年ごろから、賃貸倉庫及び駐車場として利用されていたものです。場所は、高西公民館から、北へ約230mの所です。

6番は、金江町の申請人が、昭和6年ごろから、住宅敷地として利用されていたものです。場所は、楠木池から、南東へ約150mのところです。

なお,6番は,農振農用地区域内の農地でありますが,担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、 証明妥当と判断しました。以上です。

議長

北部地区の報告をお願いします。

10番

(安原)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊14ページの7番と8番について報告します。

7番は、芦田町の申請人が、平成元年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。

場所は、有磨小学校の北東、約850mのところです。

8番は、蔵王町の申請人によるもので、申請地を昭和46年4月から工場敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、駅家南中学校の南東、約650mのところです。

なお、7番は、農振農用地区域内の農地でありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議長

神辺地区の報告をお願いします。

13番

(山本 明)

議案第4号「非農地証明について」14ページ9番について報告します。 広島市西区の申請人は、申請地である上竹田の畑1筆1、381㎡につい て昭和45年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となった ものです。

現地確認しましたが、農地への復元は困難であることから非農地証明妥当と判断しました。以上です。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

一 質問等無し 一

議長

質問等がないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い します。

委 員

一全員举手一

議長

全員挙手により、議案第4号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第5号「2019年度(令和元年度)福山市農業委員会活動報告 について」を上程します。事務局から報告してください。

事務局

2019年度(令和元年度)福山市農業委員会活動について報告します。 議案書6ページと7ページをご覧ください。

まず、 I 委員会活動 1会議の(1)総会についてです。

昨年度は、12回開催しております。

総会における審議案件は、農地法各号の規定による許可申請に対する処分ほか、農業委員会に関するもの、諮問に対する答申などについて審議いただきました。

次に、(2)の役員会についてです。

役員会は、昨年度2回開催し、「農業委員会活動」や「農業者年金の推進」 などについて協議いただきました。

次に、8ページの 2の 研修についてです。

7月の女性委員会研修会や岩国市への視察研修など計8回実施,又は参加しています。

次に、関連諸会議等についてです。

事務局 (続き)

(1) 広島県農業会議等主催の会議関係には、5回出席しました。6月・

10月・3月の会長・事務局長会議及び6月の総会には会長が出席されています。

また、7月のウーマンネット広島総会については、女性農業委員が出席されています。

次に議案書9ページの(2)全国大会についてです。

5月に農業委員会会長大会, 11月に全国農業委員会会長・代表者集会が 開催され,会長が参加しました。

次に,常設審議委員会農地部会です。

毎月18日に意見聴取案件に対する審議が行なわれており、会長が委員として出席されています。

説明案件がある場合は、説明者として事務局員も出席しています。

続いて「農地移動の実態」資料の3ページをご覧ください。

農地法第4条の許可申請及び届出のまとめです。

市街化区域以外が59件で約5ヘクタール。市街化区域が116件で約

5.8ヘクタールでした。

4ページ, 5ページはそれぞれの用途別の転用状況をまとめています。

6ページは、農地法第5条の許可申請及び届出のまとめです。

市街化区域以外が268件で約23ヘクタール。市街化区域が569件で約32.2ヘクタールでした。

権利関係は筆数、面積とも約8割が所有権移転となっています。

7ページ、8ページはそれぞれの用途別転用状況です。

次に、10ページをご覧ください。転用の用途別では、「住宅」用地が最も多く、続いて「その他」、「太陽光発電設備」、「他の建物施設」、「工場」の順となっています。

11ページは農地法第3条の許可申請のまとめです。許可件数は189件で約19ヘクタールでした。権利関係は所有権移転が最も多く,面積で約8割を占めています。

13ページは農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の実績です。 2 019年度では262件で約39.1~クタールでした。

(続き)

14ページは農地中間管理事業の実績です。23件で約4.6ヘクタールでした。配分先は7経営体で内3経営体が法人でした。

15ページはその他農業委員会で審議・報告した件数を取りまとめています。 報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、委員会活動について説明がありましたが、発言のある方は挙手を お願いします。

委 員

一 質問等無し 一

議長

質問等がないようですので, 採決します。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い します。

委員

一全員拳手一

議長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり承認されました。

議長

次に、議案第6号「2020年度(令和2年度)福山市農業委員会活動計画 (案)について」を上程します。

議長

事務局から説明してください。

事務局

議案書11ページをご覧ください。

本年度は、総会の開催を計12回予定しており、毎月下旬に開催します。 通常の農地の権利移動や転用の許可案件以外の案件として、9月と3月に 「農業振興地域整備計画変更の諮問に対する答申について」

3月に「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段面積)の設定について」を議題とする予定です。

また、総会に諮る議題や協議事項がありましたら別途議案を追加すること

になりますのでよろしくお願いします。

(続き)

次に役員会です。年度当初と9月の2回計画しております。

次に研修会ですが、例年通り2回の開催を計画しております。

次に、利用権設定等事業の推進です。利用権設定の取りまとめの月である 4月、9月、1月とその前月の2ケ月間を推進月間と定め事業を推進するもの です。

次に, 農地調整協議会についてです。

農地法その他の関係事項についての申請案件等は,市内5地区の農地調整協議会を経て総会で審議されることとなるため,毎月25日を中心に開催することとなります。

次に, 農地利用状況調査への取り組みについてです。

昨年度と同様,本年度も,8月から9月にかけて,農地利用最適化推進委員を中心に実施し,遊休農地・荒廃農地等の調査を行うこことしています。

また、農業者の意向を把握するため、アンケート等の調査を行うこととしています。その他、農業者年金の相談活動、全国農業新聞の新規購読推進について取り組むこととしております。説明は以上です。

議長

ただいま,委員会活動計画(案)について説明がありましたが,発言のある 方は挙手をお願いします。

委員

一 質問等無し 一

議長

質問等もないようですので, 採決します。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い します。

委員

一全員拳手一

議長

全員挙手により、議案第6号は原案のとおり承認されました。

次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。

「専決処分及び届出等について」を説明します。

資料は議案書の別冊になります。

15ページから21ページの農地法第3条の3第1項に規定により届出については、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。

農業委員会庶務規則第6条の2第1項の規定により,17件を事務局長専決で処理しました。

次に22ページの第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理 について及び23ページから36ページの農地法第5条第1項第7号の規定に よる農地転用届出書の受理については,第4条が6件,第5条が64件を農業 委員会庶務規則第6条の2第1項の規定により,事務局長専決で受理しました。

次に37ページの農地転用(農業用施設)の届出書の受理については農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、且つ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の農地転用の制限の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。

次に38ページの農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理については、認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う通信のための電線及び中継基地施設等の設置については農地転用の制限の例外となります。5件の協議書を受理しました。

次に39ページから40ページの農地法第18条第6項の規定による合意 解約の通知については賃借権を解約したことの通知が6件ありました。

次に41ページの農地等の現況に係る照会に対する調査結果については, 広島法務局福山支局から2件の照会がありました。現地確認の結果,農地性は なく非農地として確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり その間に総会の開催がないため,事務局長による専決処分により回答しまし た。

次に42ページの農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについては許可又は届出書の受理後なんらかの事情により履行できなかったため提出されたもので5件を受理しました。以上です。

ただいま,委員会活動計画(案)について説明がありましたが,発言のある 方は挙手をお願いします。

委員

一 発言等無し 一

議長

発言等もないようですので,

次に,「2019年度(令和元年度)農業委員会互助会収支決算報告」について,事務局から説明してください。

事務局

「2019年度(令和元年度)農業委員会互助会収支決算報告について」説明します。

資料は議案書の12ページ・13ページになります。

収入金額については

前年度繰越金が23,328円で

年会費が90,000円(@2,000円×45人),

岩国市視察研修負担金が114,000円(3,000円×38人),

農業新聞普及助成金が6,000円で合計が233,328円となっています。

支出金額については

岩国市視察研修の昼食代・土産代等が124,470円、

香典・見舞金が20,000円,

新年会の助成金が35,000円で

合計が179,470円。

差し引き額の53,858円が次年度繰越金となります。

なお、2019年度の収支決算については、谷邊会長に通帳及び帳簿の監査 をいただき、4月6日の役員会においても了承をいただいております。

説明は以上です。

議長

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員	一 発言等無し一
議長	発言等もないようですので、以上をもちまして2020年(令和2年)第4回福山市農業委員会総会を終了します。 なお、来月の総会は5月29日開催の予定です。
	皆様お疲れ様でした。
事務局長	委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 気をつけてお帰りください。

午前10時40分閉会

議	長	
4番委	:員	
10番	:委員	

福山市農業委員会会議規則第11条の規定により、ここに署名する。